

(郡山市高齢者文化休養センター条例の一部改正)

第18条 郡山市高齢者文化休養センター条例(昭和63年郡山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第4条、第9条関係)							別表(第4条、第9条関係)						
1 基本使用料							1 基本使用料						
使用者別	宿泊する場合(1泊2食付)				日帰りする場合		使用者別	宿泊する場合(1泊2食付)				日帰りする場合	
	宿泊料	朝食	夕食	合計				宿泊料	朝食	夕食	合計		
高齢者	1,100円	900円	1,800円	3,800円	(略)	老人	800円	700円	1,300円	2,800円	(略)		
大人(他市町村の65歳以上の者を含む。)	3,700円	900円	1,800円	6,400円	500円	大人(他市町村の60歳以上の者を含む。)	2,900円	700円	1,400円	5,000円	450円		
子ども	400円	900円	1,800円	3,100円	(略)	子供	200円	700円	1,300円	2,200円	(略)		
備考							備考						
1 「高齢者」とは本市の住民で65歳以上の者をいう。							1 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。						
2 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。							2 浴衣使用料は、1枚につき100円とする。						
3 「子ども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。							3 食事(宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。)を伴う場合は、食事加算料として1回につき250円を徴収する。						
4 食事(宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。)を伴う場合は、食事加算料として1回につき500円を徴収する。													
2 専用使用料							2 専用使用料						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
健康増進室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円	健康増進室	300円	500円	500円	800円	900円	1,100円
教養娯楽室	900円	700円		1,600円			教養娯楽室	300円	400円		700円		
備考							備考						

1 (略)

2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

1 (略)

2 冷暖房設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、専用使用料の100分の20の額を加算する。

3 (略)

### 3 器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

#### 備考

1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで（教養娯楽室にあつては、午後4時まで）又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで（教養娯楽室にあつては、午後4時まで）又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 器具使用料は、宿泊する者が電気器具を持ち込むときは、無料とする。